

令和元年 9 月 13 日

空母着艦資格取得訓練（CQ）の実施について

本日（13日）、中国四国防衛局から空母着艦資格取得訓練（CQ）の実施について説明を受け、下記のとおり対応しましたので、お知らせします。

記

- 1 日 時 令和元年 9 月 13 日（金） 12：20～12：50
- 2 場 所 市役所 6 階 基地政策課執務室
- 3 来庁者 中国四国防衛局企画部長 本多 宏光（ほんだ ひろみつ）
- 4 対応者 基地政策担当部長 山中 法光（やまなか のりみつ）
- 5 対応の概要

(1) 国の説明内容

- 岩国飛行場の空母艦載機の CQ に関して、米側から、次のとおり、情報が得られたため、お知らせする。
 - ・ CQ を 9 月 15 日頃から 4 日間程度、実施する予定。ただし、運用上の都合や天候等の理由により変更することがあり得る。
 - ・ 前回の空母からの発着艦から所要の日数（30 日）がたっていないため FCLP（空母艦載機着陸訓練）は実施しない。
- CQ については、これまで、米側からの説明に基づき、防衛省から関係自治体に対して、「最後の FCLP を実施した後、10 日以内に CQ を開始しなければならない」と説明してきたところである。
- 他方、CQ の実施の基準については、米軍の運用に関することであり、その詳細をつまびらかにすることは困難だが、米側から、公表可能な情報として、「米海軍の安全上の規則により、空母艦載機の最後の着艦から経過日数が 29 日以内となるため、FCLP は実施しないが、CQ は実施する必要がある」との説明があった。
- 防衛省としては、今後とも、引き続き、CQ に関する情報について、地元へお伝えできる情報が得られれば、お知らせしてまいりたい。

(2) 質疑応答

問 昨年 8 月に空母が出港した際には、FCLP も CQ も実施されていないが、昨年と異なり、今回は CQ が実施されるのはなぜか。

答 CQ に関する情報については、平成 30 年 3 月の空母艦載機の岩国飛行場への移駐以降に、米側から訓練期間や訓練場所等に関する情報が得られ、同年 4 月に初めて、関係自治体に対して、情報提供を行った。

その後、空母出港時の際、米側に対して、FCLP 及び CQ の実施の可否について問合せし、米側から得られた情報を、関係自治体に情報提供してきた。

CQ の実施の基準については、米軍の運用に関することであり、その詳細をつまびらかにすることは困難だが、今般、米側から、空母出港にあたって、FCLP は実施しないが、CQ は実施する旨の情報提供がなされたため、その旨、関係自治体にお知らせしたものであり、引き続き、米側と調整し、適時適切な情報提供に努めてまいりたい。

（次頁に続く）

(前頁の続き)

問 昨年5～6月や今年5月のCQ実施に際しての事前連絡では、実施期間について「4～6日間程度」とされ、実際には5日間実施された。

今回は「4日間程度」とのことだが、前回・前々回より期間が短くなるのか。

また、訓練を実施する航空機やパイロットの数など、実施の規模は前回・前々回と変わらないのか。

答 米側から情報提供のあったCQの実施期間に係る内容については、米軍の運用に関わることであるため、お答えすることは困難だが、今回のCQの開始日及び終了日については、これまで通り、米側から情報が得られ次第、地元へお伝えしてまいりたい。

また、今回のCQに係る訓練内容や規模については、これまでと、ほぼ同様になるものと承知しているが、米側から更なる情報が得られれば、お知らせしてまいりたい。

(3) 市の要請

- 冒頭の説明の中で、CQ実施の必要性について、概括的な言及があったが、具体的にどのような場合に実施されるのか、更なる情報が得られれば、提供いただきたい。
- 市としては、国の防衛政策の一環として行われる米軍の訓練について、基本的に、その是非を論じる立場にはないが、「どのような名称・形態の訓練であれ、住民に不安や危険を及ぼすような訓練は行われてはならない」というのが一貫した考え方である。
- CQは、九州沖の空母で行われるため、CQそのものについて認められないという考えではないが、基地周辺地域への影響を最小限にとどめる観点から、
 - ① 最終着陸時刻が、滑走路運用時間内の23時までとなるようにすること。
 - ② やむを得ず23時以降に岩国に着陸する場合は、岩国日米協議会の確認事項を尊重し、事前通報すること。
 - ③ 滑走路運用時間内においても、可能な限り騒音の軽減に努めること。この3点を米側に求めるよう要請する。
- また、今後、新たな情報が得られれば、速やかに情報提供いただきたい。

(4) 要請に対する国の回答

- CQに関する情報について、引き続き、地元へお伝えできる情報が得られれば、お知らせしてまいりたい。
- 防衛省としては、岩国飛行場の航空機騒音については、周辺住民の方々にとって深刻な問題であると認識しているが、空母艦載機のパイロットが空母へ着艦するためには非常に高度な技量が必要であり、そのための資格を取得するため、CQは不可欠な訓練と考えている。
- 防衛省としては、岩国飛行場周辺の皆様が安心して安全に暮らせる環境を確保することは極めて重要であると認識しており、引き続き、地元の皆様に与える影響を最小限にとどめるよう、御要望のあった内容を含め、米側に求めるとともに、騒音対策等に万全を期してまいり。